

## 11. 被扶養者（法第2条第1項第2号、令第3条、運用方針第2条関係第1項第2号）

（別冊「被扶養者認定基準及び事務取扱い要領」平成16年6月1日版参照）

### （1）被扶養者の範囲

主として組合員の収入により生計を維持している次に掲げる者。（75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいのある方などの後期高齢者医療制度適用者は除かれます。）

- ① 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- ② 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で①に掲げる以外の者
- ③ 組合員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者
- ④ 前各号に掲げる者のうち、18歳以上60歳未満の者にあつては、通常稼働能力が有るものと考えられるが、次に掲げる者については被扶養者とする
  - ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人又は各種学校（修業期間1年以上のもの）の学生（定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く）
  - ・就労能力を恒久的に喪失した重度障害者
  - ・病気又は負傷のため療養中で就労能力を失っている者
  - ・家事従事者
  - ・その他収入基準未満の者

### 親族等関係図

